

様式第2号（第5条関係）

令和3年12月10日

受 講 報 告 書

栗山町議会議長 鵜 川 和 彦 様

栗山町議会議員 鈴 木 千 逸



このたび、下記のとおり受講いたしましたので報告します。

記

- 1 研 修 日 令和3年11月11日～令和3年11月12日
- 2 目 的 東京都豊島区「アットビジネスセンター池袋駅前別館」
- 3 研 修 内 容 講師：宇野二郎氏
「上下水道事業のあり方」
「地方公営企業の改革」
- 4 関 係 書 類 別紙のとおり



上下水道事業の現状と課題

11月12日 (金) in 東京

同時開催！
オンラインセミナー

14:00~17:00

上下水道事業のあり方

[illegible]

1. 地方公営企業制度の概要
2. 地方公営企業法の歴史と理念
3. 地方公営企業としての水道事業
4. 地方公営企業としての下水道事業
5. 地方公営企業制度の課題

地方公営企業の改革

1. 地方公営企業の経営分析
2. 地方公営企業の経営戦略
3. 広域化・広域連携の事例
4. 官民連携の事例
5. 地方公営企業改革を
評価する視点



講師: **宇野 二郎** 【横浜市立大学教授】

2006年、早稲田大学大学院政治学研究科博士後期課程単位取得退学、修士（政治学）。札幌大学法学部専任講師、准教授、教授を経て、2018年から現職。専門は行政学。主な論文に、「これからの地方公営企業はどのように位置づけられるか」（『都市問題』第110巻第10号、2019年）など多数。

(株)地方議会総合研究所

お申込みはホームページからお願いいたします。

議会総研

検索

※ホームページからお申込みいただけない場合は、
下記FAX申込書にご記入の上、事務局宛にお送り下さい。

<https://www.gikaisoken.jp>

参加希望講座のチェックボックスに
☒ をお願いいたします。

FAX 申込書 ➡ 03-6912-2280

フリガナ	スズキ ケハヤ
お名前	鈴木 千逸
貴議会名	栗山町議会
領収書 お宛名	
ご住所	(〒)
TEL	() -
FAX	() -
E-mail	@



11月12日(金) 10:00 ~ 13:00 東京

上下水道事業の
あり方



11月12日(金) 14:00 ~ 17:00 東京

地方公営企業の
改革

※オンラインによる受講をご希望される方は、
チェックボックスに☒をお願いいたします。

☐ オンライン受講

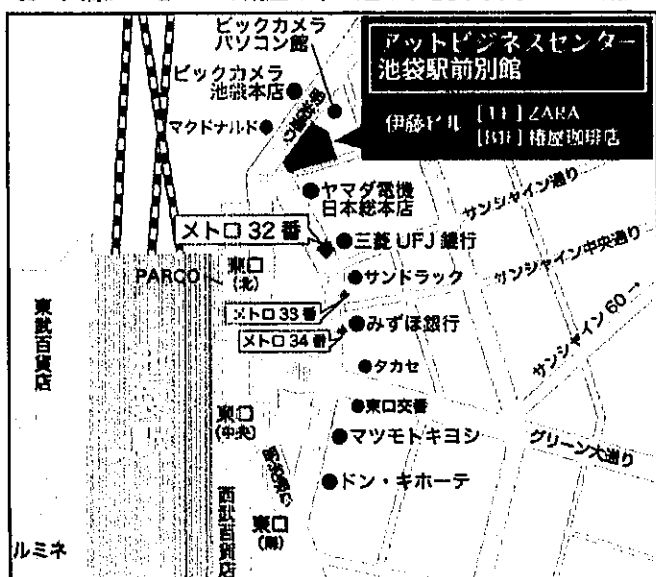
※オンライン受講ご希望の方は必ずE-mailをご記入ください。

★キャンセルは7日前までにメールまたはFAXにてご連絡ください。

※お申込み後、事務局から受講確認書をメールまたはFAXにてご送付させていただきます。

※受講確認書をご覧いただき、受講料は事前にお振込みをお願いいたします。

※お一人様につき1つの講座の申し込みが必要です。1つの講座の申し込みで複数人が視聴することはできません。



受講料

各講座受講 15,000 円(税込)

2講座受講 25,000 円(税込)

開催場所

アットビジネスセンター池袋駅前別館

JR山手線、埼京線、東武東上線、西武池袋線

地下鉄丸の内線/有楽町線/副都心線

池袋駅東口地下鉄32番出口 徒歩10秒

お問い合わせ・事務局

※各会場の詳細地図は、当研究所ホームページのセミナー会場に掲載しておりますのでご覧ください。

(株)地方議会総合研究所

112-0011 東京都文京区千石 2-34-6
TEL 03-6912-1930 FAX 03-6912-2280

<https://www.gikaisoken.jp>

日 時	令和3年11月12日 10:00～17:00
視 察 先	アットビジネスセンター池袋駅前本館（東京都豊島区池袋）
調査事項	「上下水道事業のあり方」 「地方公営企業の改革」
対 応 者	宇野二郎氏（横浜市立大学教授）
1. 視察目的 2. 視察内容 ① 背景 ② 特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策提言、課題など)	上下水道事業、地方公営企業の理解を深めるために受講した。 午前 【上下水道事業のあり方】 1 公営企業制度の概要、歴史、理念 2 公営企業としての水道事業 3 公営企業の範囲の拡大 4 公営企業としての下水道事業 5 公営企業制度の課題 午後 【地方公営企業の改革】 1 経営分析 2 地方公営企業の経営戦略とは何か 3 広域化の論点 4 官民連携の論点 5 改革を評価する視点 以上午前午後とも5つの小テーマの順で講義を受けた。 歴史的に、横浜開港に伴いコレラなどの伝染病から地域住民を守る目的で公営の水道事業が発達し、今日の基礎となった。その後の、人口の増加とともに水道の拡張事業が発達しダム建設や下流の水利問題や、土地の買収問題など興味深い事柄を東京を事例として示された。 地方公営企業法の理念は原則は非募債主義であり、公営企業費の適債化、特別会計化と独立採算制。自償性（原則的には公的補助で経営するのではなく地域住民の使用料でまかなうべき事業であること。） 事業として水道を見たときの指標として「漏水率」「有収率」「経年化管路率」「給水拠点密度」について2009年の資料で東京

都と大阪をサンプルに解説を受けた。
漏水率は東京 3 %、大阪 6 %。
有収率は東京が 96 %、大阪 88 %。
経年化管路率は東京 3.6 %、大阪 31.4 %
給水拠点密度は東京 15.9 箇所、大阪 38.2 箇所。
利根川水系を頼みとする東京と琵琶湖を控えた大阪ではこのほかの指標にも多々異なる点が見られた。
公営事業として、必要となる住民サービスレベル、政策関連性(耐震化など)、経済性追求の程度、住民サービスの向上と低廉性のバランス、福祉の面から見た社会的配慮の程度、住民とのかかわり方、透明性の違い。などそれぞれの地域で特色が違っていた。
栗山町にあっては、住民とのかかわり方や透明性について多少疑問が残る。特に、地方公営企業法第 17 条の 3 を適用して一般会計から繰り出す場合には、議会や町民に対してその理由の説明と将来の見通し等経過に関する丁寧な説明が望まれる。それを省略して一般会計から特別会計へ繰り出すことは自治基本条例第 4 条の情報共有原則を掲げている町にふさわしくはないのではないかと思う。
今回の研修をもとに今後、「会計の見える化」を担当部局と調整したいと思う。